

## 給水装置工事検査要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第6条第2項に規定する工事検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定め、給水装置工事（以下「工事」という。）の適正な施行を確保することを目的とする。

### (検査員等)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、工事の検査を行うため、検査員を置くものとする。

2 管理者は、検査を補助するため、検査補助員を置くことができる。

### (検査員の指名)

第3条 検査員は、当該工事を所管する工事事務所長が指名するものとする。

### (検査の項目)

第4条 検査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 給水装置工事申込書等の設計図書の記載内容と工事内容との照合
- (2) 直結式給水施行要綱（以下「施行要綱」という。）2-1の別表1及び3-2の別表2に規定する基準に適合した給水材料の確認
- (3) 施行要綱に規定する基準に適合した施工状況の確認
- (4) 水圧試験
- (5) 残留塩素の測定
- (6) その他、管理者が必要と認める事項

### (検査申込書等の提出)

第5条 工事の申込者は、工事が完了したときは、直ちに給水装置工事検査申込書（第1号様式 以下「検査申込書」という。）及び給水装置使用材料報告書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

### (検査の期間)

第6条 検査員は、検査申込書が受理された日から7日以内に検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

### (関係書類の熟知等)

第7条 検査員は、検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の設計図書そ

の他の関係書類を熟知しておかなければならない。

- 2 検査員は、前項の関係資料に基づき厳正かつ公正な検査を行い、工事の成果の適否を判定しなければならない。

(検査の立会い)

第8条 検査員は、検査を行う場合、工事を施行した指定給水装置工事事業者の給水装置工事主任技術者の立会いを求めるものとする。

(補修を要する工事の検査)

第9条 検査員は、検査の結果、工事の補修が必要であると認めたときは、給水装置工事補修指示書(第3号様式)により補修を指示しなければならない。

- 2 検査員は、給水装置工事再検査申込書(第4号様式)が受理された日から7日以内に再検査を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(補修工事)

第10条 管理者は、工事の申込者が指定期日までに補修しなかった場合、検査員の報告により、工事の申込者に代わってこれを補修し、その費用を工事の申込者から徴収するものとする。

(検査の中止)

第11条 検査員は、指定給水装置工事事業者が次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができる。

- (1) 北九州市水道条例及び工事に関する規程に違反したとき。
  - (2) 検査の執行を妨げたとき又は指示に従わなかったとき。
  - (3) その他検査に支障があると認めたとき。
- 2 前項の規定に基づき、検査を中止する場合、管理者は、工事の申込者に給水装置工事検査中止通知書(第5号様式)をもって通知するものとする。

(検査結果の報告)

第12条 検査員は、検査を終了したときは、直ちに工事に係る給水装置工事検査報告書(第6号様式)を作成し、管理者に提出しなければならない。

(検査の完了通知)

第13条 管理者は、検査の結果、適正であると認めるときは、速やかに工事の申込者に給水装置工事検査結果通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(そ の 他)

第14条 検査に伴い、損害が生じた場合は、工事を施行した指定給水装置工事事業者の責任において処理するものとする。

(委 任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月1日受付分の工事から適用する。
- 2 従前の北九州市水道事業給水装置工事検査要綱（昭和58年9月1日）は、廃止する。
- 3 平成10年10月31日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱中、主任技術者とあるのは、北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程付則3の規定により平成11年3月31日までの間、主任技術者又は旧規程（北九州市水道局指定工事店規程。昭和49年北九州市水道局管理規程第3号。平成10年3月31日廃止）に基づく責任技術者と読み替える。

付 則（平成12年1月1日）

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から実施する。
- 2 平成11年12月31日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成16年7月1日）

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 平成16年6月30日以前の受付分の工事については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

検査員	給水係長	管理課長

## 給水装置工事検査申込書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

給水装置工事申込者

住 所 ----- 区 ----- 町 ----- 丁目 ----- 番 ----- 号 -----

氏 名 -----

水栓番号 -----

工事申込日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
工事検査希望日	年 月 日	
工事場所	区 町 丁目 番 号	
指定給 水装置 工事事 業者	住所	
	名称	
	代表者の氏名	
給水装置工事主任技術者		
備 考		
給水装置工事検査結果通知書 : 必要 ・ 不要		
		※必要な方は給水装置工事検査結果通知書の記入をお願いします。

排水設備完了検査と同日検査を希望する



検査員	給水係長	管理課長

## 給水装置工事補修指示書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

工事検査の結果、下記の事項について補修を行うこと。

工事検査日	年 月 日
補修指示番号	第 号
補修指示事項	
工事場所	区 町 丁目 番 号
指定給水装置工事事業者	
給水装置工事主任技術者	

検査員	給水係長	管理課長

## 給水装置工事再検査申込書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

給水装置工事申込者

住 所 区 町 丁目 番 号

氏 名

補修指示日 (補修指示番号)	年 月 日 (第 号)	
補修完了日	年 月 日	
工事場所	区 町 丁目 番 号	
補修工事の内容		
指定給水装置工事業者	住所	
	名称	
	代表者の氏名	
給水装置工事主任技術者		

検査員	給水係長	管理課長

## 給水装置工事検査中止通知書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

下記により、工事検査を中止します。

工事場所	区	町	丁目	番号
指定給水装置工事事業者				
給水装置工事主任技術者				
中止事由	----- ----- ----- ----- ----- -----			

給水係長	管理課長

<b>給水装置工事検査報告書</b>	
北九州市上下水道局長 様	年 月 日
検査員 _____	

検査日時 月 日 ( 午前 ・ 午後 ・ 1日 )	検査補助員
---------------------------	-------

	水栓番号		検査結果	特記事項
1	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項
2	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項
3	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項
4	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項
5	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項
6	工事場所		適正 ・ 不適	-----
	工事申込者		Mpa	-----
	指定工事業者		mg/l	-----
	水栓番号		検査結果	特記事項

(第7号様式)

検査員	給水係長	管理課長

## 給水装置工事検査結果通知書

年 月 日

給水装置工事申込者

様

北九州市上下水道局長

印

工事検査の結果、適正に完了したことを認めます。

工事検査日	年 月 日
工事場所	区 町 丁目 番 号
指定給水装置工事事業者	
給水装置工事主任技術者	
特記事項	----- ----- ----- -----

## 給水装置工事検査要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、給水装置工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第15条の規程に基づき給水装置工事（以下「工事」という。）の検査内容について、必要な事項を定めるものとする。

### (検査基準)

第2条 検査基準は、別表に定めるところによるものとする。ただし、検査員が特に必要と認めた場合は、同表以外の内容について、以下に示す規定及び関係規定に基づき検査することができるものとする。

- (1) 水道工事標準仕様書（北九州市上下水道局）
- (2) 土木工事共通仕様書（北九州市検査室）
- (3) 土木工事施工管理基準（北九州市検査室）
- (4) その他

### (検査のための準備等)

第3条 検査員は、検査を実施するにあたって、次の各号に掲げるものを準備させるものとする。

- (1) テープ
- (2) 鏡
- (3) 懐中電灯
- (4) 水圧テストポンプ
- (5) その他検査に必要な器具等
- (6) 必要に応じて給水装置工事主任技術者が実施する自主検査に係る資料

### 付 則

- 1 この要領は、平成10年11月1日受付分の工事から適用する。
- 2 従前の北九州市水道事業給水装置工事検査要領は、廃止する。
- 3 平成10年10月31日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱中、給水装置主任技術者とあるのは、北九州市指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号。）付則3の規定により平成11年3月31日までの間、給水装置工事主任技術者又は旧規程（北九州市水道局指定工事店規程。昭和49年水道局管理規程第3号。平成10年3月31日廃止）に基づく責任技術者と読み替える。

付 則（平成12年1月1日）

- 1 この要領は、平成12年1月1日から実施する。
- 2 平成11年12月31日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成16年7月1日）

- 1 この要領は、平成16年7月1日から実施する。
- 2 平成16年6月30日以前の受付分の工事については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月1日）

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

付 則（令和元年10月1日）

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

別表 検査基準

検査事項	確認事項	確認方法
給水装置工事申込書等の設計図書の記載内容と工事内容との照合	<p>施工内容が工事申込書の設計図書のとおりであるかを確認する</p> <p>(1) 管種及び口径</p> <p>(2) 配管、止水栓及びメーターの布設位置</p> <p>(3) 水栓の位置及び数</p>	<p>試験掘して確認する。ただし、写真その他の資料で確認できるときはこの限りでない</p>
給水材料の確認	<p>検査要綱第4条第2号の規定に適合していることの確認</p>	<p>給水装置使用材料報告書を基に下記の方法で確認する</p> <p>(1) 埋設されているものは、試験掘して確認する。ただし、写真で確認できるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 隠ぺい部分は写真で確認する。</p>
埋設深さ	<p>(1) 公道にあっては道路管理者の指示する深さ</p> <p>(2) 私道は公道に準じた深さ</p> <p>(3) 宅地内</p> <p>口径75ミリメートル以上の場合は60センチメートル以上</p> <p>口径50ミリメートル以下の場合は30センチメートル以上</p> <p>※埋設深さは、道路の側溝の上端を基準とする</p>	<p>試験掘して確認する。ただし、写真で確認できるものはこの限りでない</p>
掘削状況	掘削断面、法面状況の確認	写真による確認
埋戻状況	埋戻し各層の厚さ、材質、締固め状況の確認	写真による確認

検査事項	確認事項	確認方法
水圧試験	<p>試験水圧は原則として以下のとおりとする</p> <p>(1) 新規布設管: 1.75 メガパスカル {17.5kgf/cm<sup>2</sup>} ただし、φ50mm 以上については最大静水圧又は、増圧ポンプ使用時には最大吐出圧力とすることができる。</p> <p>(2) 既設管利用の直圧給水: 配水支管の最大静水圧</p> <p>(3) 既設管利用の増圧給水: 前号の水圧及び必要水圧のいずれか大なる方</p>	<p>(1) 新規布設管: 水圧テストポンプにより試験水圧まで加圧し、1分以上経過した後、漏水による圧力低下が認められないことを確認する</p> <p>(2) テストポンプの取付、操作は、受験者が行うものとする</p> <p>(3) 一戸建ての直結式給水におけるメーター取付部から給水栓まで及び水槽式給水における親メーター取付部からボルトタップまでは、1件につき1箇所、水圧試験を行う</p> <p>(4) 一戸建て以外の直結式給水におけるメーター取付部から給水栓までは、給水装置工事主任技術者が実施した自主検査に係る資料により確認を行い、併せて原則として1建物につき1箇所、検査員の指定する方法で水圧試験を行う</p> <p>(5) 増圧ポンプユニットは水圧試験の対象外とする</p>
残留塩素の測定	<p>0.1mg/l {ppm} 以上あること</p>	<p>(1) ジエチル-p-フェニレンジアミン (DPD) 試薬を用いた比色法 (DPD法) で測定する</p> <p>(2) 一戸建て以外の直結式給水においては、原則として1建物につき1箇所、検査員の指定する箇所で測定する。</p>

検査事項	確認事項	確認方法
給水管の分岐	(1) 他の給水装置の取付口 または配水管の継手箇所 から30センチメートル 以上離れていること (2) サドル分水栓の防食コ アーの挿入 (3) 分水栓の箇所の防食フ ィルムの被覆	目視又は写真により確認 する
給水管の布設	(1) 維持管理に支障のない 位置を選定する (2) 他の埋設物との間隔を 30センチメートル以上 確保しなければならない (3) 直結式給水施行要綱(以 下「施行要綱」という。) 5-4の規定を満たして いることの確認 (4) 配管、支持の状態確認	目視又は写真により確認 する
給水管の標示	(1) 地中標示テープを施す (2) 境界に最も近接した宅 地内に標示ブロック又は 標示プレートを設置する	目視又は写真により確認 する
メーターの設置	(1) 外荷重による破損のお それのない位置に設置す る (2) 施行要綱3-9、3- 10、6-6及び6-7の 規定を満たしていること の確認	目視により確認
逆流防止器具の設置	施行要綱6-8の規定を 満たしていることの確認	目視により確認
止水栓等の設置	施行要綱3-11、3- 12及び6-9の規定を満 たしていることの確認	目視により確認

検査事項	確認事項	確認方法
危険の防止	(1) 逆止弁、減圧弁、定流量弁、空気弁等の器具が必要な箇所に正しく取付けられていることの確認 (2) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第5条、逆流防止に関する基準を満たしていることの確認	目視により確認
防護	施行要綱3-14の規定を満たしていることの確認。	目視により確認
増圧ポンプ	(1) 施行要綱6-10(2)に規定する自動停止・復帰の確認 (2) 施行要綱6-11(3)に規定する標示板設置の確認	(1) 配水支管側の断水操作によるポンプの自動停止及び復帰の確認を行う (2) メーカーによる「増圧ポンプの試験運転実施計画書」の提出を求め、了承を行う (3) 試験運転は、申込者及び給水装置工事事業者自らの責任により行い、その結果の報告を求める なお、必要に応じて立会するものとする